

外国人材の受入促進に係る連携・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することによって、外国人材の受入促進に係る取組の充実を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する。

（1）外国人材に対する就職・定着支援等に関する事項

（2）その他この協定の目的に資する事項

2 前項に規定する事項に関する連携・協力を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、連携・協力の具体的な内容については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に規定する期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（変更及び解約）

第4条 この協定の変更又は解約は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解約することができる。

（1）相手方が反社会的勢力と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（2）相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

（3）相手方の信用を失墜させ又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解約した者は、この協定が解約されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施に当たり知り得た個人情報及び相手方の一切の営業上又は技術上の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定の終了後も存続するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：大阪府

大阪府知事 吉村 洋文 印

乙：東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 永松 文彦 印